

JIPDA 公認スクール受講規約

本規約は、一般社団法人日本ドッグ予防医学指導協会（以下「当協会」という。）と、当協会公認スクール受講生・卒業生及び卒業後に認定試験に合格した当協会員（以下「認定者」という。）との関係に適用し、当協会員として認定者の心得、規定などを明確にするものとする。

なお、一般社団法人日本ドッグ予防医学指導協会事務局（以下「当協会事務局」という。）では、認定試験に臨む会員が本規約を承認したものとみなしたうえで、各認定を授与するものとする。

第1章 総則

第1条（会員規約の適用）

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会公認スクールの運営を行うものとする。また当協会公認スクールが随時、発表する諸規定もまた、本規約の一部を構成するものとする。

第2条（会員規約の変更）

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合には、協会員から事前に承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。なお、変更後の会員規約に関しては、当協会より通知した時点から、その効力が生じるものとする。

第3条（用語の定義）

本規約にて使用されている用語については、次項の通り定義するものとする。

1. 協会員とは、当協会が定める入会費・年会費を納めた、一般会員以上の方を指す。
2. 受講生とは、当協会公認スクールを受講中の協会員の総称とする。
3. 卒業生とは、当協会公認スクールの既定のカリキュラムを終了した協会員の総称とする。
4. 認定者とは、当協会公認スクールの既定のカリキュラムを終了後に認定試験に合格し、当協会より資格認定を受けた卒業生の総称とする。
5. 書面とは、当協会公認スクールが作成した文書（電子書面も含む）を指すものとする。

第2章 受講申込

第4条（受講申込）

当協会公認スクールへの受講申込みを希望される方は、当協会の定める入会費・初年度年会費及び希望するコースの受講に必要な受講諸費用を、受講する当協会公認スクー

ル認定校に支払いし、それと同時に入会申込書を受講申込書に添えて、受講する認定校を運営する公認インストラクターへ提出するものとする。当協会事務局に直接提出することもできるが、その場合、受講する認定校は当協会が定め、希望に添えない場合がある。

第5条（入会申込の拒絶）

当協会は、入会申込者が次項のうち、一つでも該当する場合には、入会・受講を認めない場合があるものとする。

1. 入会申込書・受講申込書に偽名を含む虚偽内容が記載された場合
2. 入会申込書・受講申込書が本規約に反する恐れがある場合
3. その他、当協会が入会・受講を適当でないと判断した場合

第6条（協会員資格の有効期限）

協会員資格の有効期限は、次項の通りとする。

1. 協会員資格の有効期限は、当協会が入会を承認し、年会費振込完了日より1年間とする。
2. 協会員資格の有効期限の起算日は、当協会が入会を承認し、年会費の振込完了日とする。
3. ただし、認定者に関しては資格更新講習の実施日によっては1年を過ぎる場合があるためその限りでない。資格更新講習の実施日については、当協会より書面にて認定者へ通知する。
4. 協会員は、協会員資格有効期限月の翌月末日までに、当協会に次年度の年会費を支払うものとする。

第7条（受講コース・認定資格の種類）

受講コースの種類、資格認定試験料、認定資格、習得技術、及び当協会入会費・年会費については下記の通りとする。なお、資格認定試験料及び当協会入会費・初年度年会費についてはコース受講費とともに受講する当協会公認スクール認定校に支払うものとする。2年目以降の年会費については、本章第6条に従い当協会に支払うものとする。

・東洋リンパケアセラピスト養成コース

資格認定試験料 15,000 円

認定資格 JIPDA 東洋リンパケアセラピスト

習得技術 JIPDA ドッグ整体法のうち整体マッサージの部分

・ドッグ整体師養成コース

資格認定試験料 45,000 円（JIPDA 東洋リンパケアセラピスト認定試験料：15,000円を含む）

認定資格 JIPDA ドッグ整体師

習得技術 JIPDA ドッグ整体法の基礎的技術

・当協会入会費・年会費に関しては、受講コースによって金額が変わることはない。

入会費 15,000 円

年会費 一般会員 20,000 円

- ・その他、認定者の資格の権限の範囲に関しては、各認定の技術習得範囲内とする。仮に、認定のない受講生または卒業生（認定試験未合格の卒業者含む）が、認定者を語り営業活動を行ったことが発覚した場合、当協会の協会員資格を失うものとする。また、認定者は、当協会または認定校を運営する公認インストラクターが不定期に行う、認定者向けの各講座やセミナーに自由に参加でき、実技・知識等のスキルアップが認定取得後もできるものとする。
- JIPDA ドッグ整体師認定者については、インストラクターを目指しランクアップをすることができる。

第3章 入会・受講申込記載内容の変更

第8条（協会員の氏名及び名称等の変更）

受講生、卒業生、認定者を含む当協会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更があった場合には、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知するものとする。なお、変更通知の不在により、当協会からの通知、連絡、書類等が遅延あるいは不達になった場合でも、当協会はその責を負わないものとする。

第4章 各資格の喪失

第9条（認定資格の喪失）

認定者が次項のうち、一つでも該当する場合には、その認定資格を喪失するものとする。

1. 会員規約に定める協会員としての資格を失ったとき
2. 当協会の品位と名誉を著しく毀損し、当協会あるいは他の認定者に迷惑をかけた場合。
3. 前章（第1章から第3章まで）で定める規約に反した場合
4. その他、当協会が認定者として不適当と判断したとき
5. 本人の死亡

第10条（受講生の意思による中途解約）

受講生本人の意思により受講の契約の中途解約を希望する場合には、書面に解約の意思と事由を明記して当協会事務局に届け出るものとする。中途解約の規定については別に定める。

第11条（受講資格の停止及び契約解除）

当協会は、受講生が次項のうち、一つでも該当する場合には、事前に通知及び勧告することなく、受講資格を停止もしくは契約解除することもできるものとする。

1. 協会費（入会費または年会費またはその両方）が滞納し、または支払われないとき

2. 受講費（資格認定試験料、教商材費を含む）が滞納し、または支払われないとき
3. 当協会あるいは他の協会員を誹謗中傷したとき
4. 当協会あるいは他の協会員もしくは著作権その他財産のプライバシーなどを侵害した場合あるいはその恐れのある行為をしたとき
5. 入会申込書・受講申込書に著しく悪質な虚偽内容を記載したことが発覚した場合
6. 当協会あるいは他の協会員の名誉もしくは信用を失墜させた行為が起きたとき
7. 本規約に違反したとき

第12条（費用の返還）

協会費（入会費と年会費）と、卒業生（認定者含む）の受講費は、一切返還しないものとする。ただし、前章第10条の場合においてはその限りでない。

第5章 認定資格の有効期限終了に伴う措置

第13条（措置）

当協会からの通知にも拘らず更新への意思表示あるいは協会年会費等の振込が確認できない場合、あるいは資格更新講習への参加が無い場合には、認定資格を停止するものとする。なお、その際、当協会または認定校に対し、債務が確認された場合には、速やかに精算するものとする。

第6章 会員証の発行

第14条（認定証の発行）

当協会は、認定者に対し、認定証を発行するものとする。

1. 認定証の有効期限は、認定資格の有効期限内とする。
2. 当協会または認定校を運営する公認インストラクターが行う認定者向けの各講座やセミナーなどに参加する場合には、認定証を提示するものとする。
3. 認定証は、認定者本人以外に使用許諾、貸与、譲渡等を行うことは一切禁止するものとする。
4. 認定証は、認定資格を喪失した場合、速やかに当協会に返却するものとする。

第7章 商号及び商標等の利用

第15条（商号及び商標等の利用）

認定資格の名称、JIPDA の名称および当協会ロゴマークに関しては、日本国内に限って使用できる一身専属的な権利であり、第三者に譲渡、貸与又は再許諾することのできない権利であることを認識するものである。当協会認定資格所有者は、認定資格の名称、JIPDA の名称および当協会ロゴマークを使用するにあたり、本規約に定める条件を遵守するものとする。

また、認定証、JIPDA の名称および当協会ロゴマークに関しては、当協会より与えられ

たもののみを指示に従って適切に使用するものとし、無断で使用、複製することを固く禁じる。協会員が無断でそれらを複製して名刺やパンフレット、着衣、グッズなどを自作した場合、当協会は協会員資格と認定資格を含む、そのツールにおける当協会に関する一切の表記と権利を認めない。

第8章 禁止行為

第16条（禁止行為）

受講生は、当協会公認スクールを利用して個人的その他特定団体等の利益目的で宣伝営業活動及び営業活動を他の協会員に対して一切行ってはならない。

第9章 情報管理

第17条（個人情報の保護）

協会員の個人情報（例えば、住所、氏名、年齢、電話・携帯番号、電子メールアドレスなど）に関して当協会事務局は、他の協会員を含む第三者に対して名簿などの譲渡、売却または公表を決して行わない。ただし、公認インストラクターとして認定校開業時、または、法律に基づき開示しなければならない場合はこの限りでない。

第10章 知的財産

第18条（知的財産の帰属）

当協会が作成する全ての著作物、発明、考案、アイデア、ノウハウ、意匠、商標などに関する権利は、当協会に帰属するものとする。

第19条（知的財産の保護）

当協会が作成、発行する全ての資料データ等に関しては、無断でその他媒体に掲載し、または第三者に譲渡、売却あるいは公表することは一切禁止するものとする。受講生及び認定者を含む卒業生は、当協会公認スクール受講時に配布されたテキスト・レジュメ等の管理には十分に配慮し、紛失した場合には直ちに当協会事務局へ届け出ること。

第11章 損害賠償

第20条（損害賠償）

協会員が本規約に基づく諸規則に反し、あるいはそれに類する行為によって当協会または当協会の公認インストラクターが損害を受けた場合、当協会は受けた損害の賠償をその協会員に対して請求できるものとする。

第21条（残存条項）

協会員が退会した場合または協会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第13条および第16条及び本条の規定は、有効に存続するものとする。

第13章 その他

第22条（規定の追加）

当協会は、本規約に定めるほか当協会公認スクールに関して必要な事項は別に定めることができる。

附則

本規約は2014年 9月 19日より実施するものとする。

附則

2015年 7月21日より本改定版を施行するものとする。